

くらしのサポーター

徳島県消費者情報センター

通信

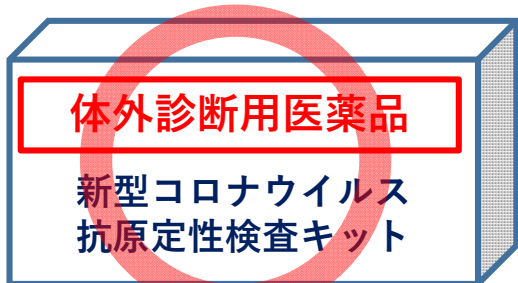
2022
9月号

No.191

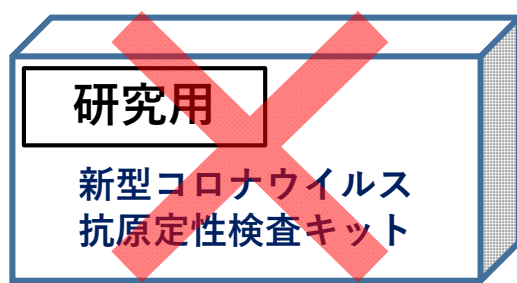
**新型コロナウイルス感染のセルフチェックには
国が承認した抗原定性検査キットを使いましょう！
－購入時には薬剤師から説明を受けて正しく使用しましょう－**

「研究用」と称して市販されている抗原定性検査キットは、国が承認した「体外診断用医薬品」ではなく、性能等が確認されたものではないことにご注意ください。

- ・国が承認した「医療用医薬品」または「一般用医薬品」の抗原定性検査キットは、【体外診断用医薬品】又は【第1類医薬品】と表示されています。
- ・取扱い薬局・薬店(インターネット含む)で、薬剤師に相談して購入してください。



- ・購入時に薬剤師から使い方などについて説明があります。



- ・「医薬品」との表示はありません

(注) ○×は国の承認の有無を示します。

※「体外診断用医薬品」によるセルフチェックを行った場合であっても、診断にはなりません。
 ※「医療用抗原検査キット」はすべての薬局で購入できるわけではありません。購入できる薬局についての情報は、厚生労働省のウェブサイト等を参考にして下さい。

キットを使用し、新型コロナウイルスの感染が疑われる場合には、受診等が必要ですので、薬剤師からの情報に従ってください。

【消費者庁・厚生労働省・国民生活センター】

困ったとき、心配になったときは、
消費者ホットライン

い や や

188

最寄りの消費生活センターや消費生活相談窓口をご案内し、消費生活相談の最初の一歩をお手伝いします。

くらサポ川柳

徳島市
つばめファンさん

キャンペーン!
今だけ安い!
本当に?

徳島市
うめぼしおにぎりさん

高級品
サンマに続き
大根も

SNSをきっかけとした消費者トラブル

広告の内容はしっかり確認！知り合った相手が本当に信用できるか慎重に判断を！

SNSをきっかけとした消費者トラブルが10～20歳代の若者にも増えています。



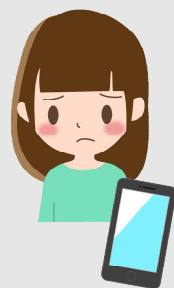
【事例1】「稼げる」というSNS広告を見て...

「定型文を送信するだけで月に100万円から200万円稼げる」というSNSの広告を見て副業サイトにアクセスし、ノウハウが記載された情報商材を購入した。すると業者から電話があり、いきなり有料サポートプランの説明になった。業者からは25万円のサポートプランを勧誘されたが、「お金がないので支払えない」と断った。しかし、消費者金融からの借金を勧められ、手持ちのお金と合わせて合計15万円を銀行口座に振り込んだ。残りの10万円は今後発生する報酬から差し引かれることになったが、契約はすべて口頭で、書面等は受け取っていない。仕事の内容も広告とは違っており、解約したい。
(20歳代 男性)

【事例2】SNSで知り合った相手から誘われて...

SNSで知り合った相手とやり取りをしていたところ、「別のサイトでやり取りをしよう」と言われて出会い系サイトに誘引された。するとサイトから「専用のチャット内に入る必要がある」と言われて費用を請求され、クレジットカードで決済した。

その後もサイトから「個人同士でやり取りをするにはお金が必要」と言われて、合計約16万円を支払った。「解約したい」と伝えたが、「相手がまだ続けているからやめられない」と言われ、さらに「相手がサイトを退会したから返金はできない」とメールが届いた。だまされたと思うので返金してほしい。
(20歳代 女性)



トラブル防止のポイント

- SNS上の広告はしっかり内容を確認しましょう
- SNS上で知り合った相手が本当に信用できるか慎重に判断しましょう
- 学生証、運転免許証、健康保険証などの**身分証明書は絶対に渡さない**ようにしましょう
- SNS上に個人情報など、**身元が分かるような書き込みは、安易にしない**ようにしましょう
- 中高生のトラブルも発生しています。**家族でSNSの利用方法を話し合**いましょう

【国民生活センター】

《コラム》秋の全国交通安全運動が実施されました

～県消費者法務相談員：中川まな美(弁護士)～

9月21日から同月30日まで、令和4年秋の全国交通安全運動が実施されました。

徳島県警の統計によりますと、徳島県の令和3年の交通事故発生件数は2,121件でした。1日あたり、約5.81件の交通事故が起きていたことになります。

また徳島県の令和3年の交通事故死者数は32人でした。これをもとに人口10万人あたりの交通事故死者数を計算すると4.45人となり、全国ワースト1位となっています(徳島県警察webサイト <https://www.police.pref.tokushima.jp>)。

とても残念ですが、徳島県民の交通マナーについては、しばしば、あまりよくない噂を聞きます。JAFの調査によりますと、信号機のない横断歩道での歩行者横断時における車の一時停止率は、全国平均が30.6パーセントであるのに対し、徳島県では、これを大きく下回る19.4パーセントであるとのことです(JAF webサイト <https://jaf.or.jp/common/safety-drive/library/survey-report/2021-crosswalk>)。

道路交通法によりますと、歩行者が横断歩道を横断しようとしているとき、自動車は、一時停止し、歩行者の通行を妨げないようにしなければなりません。このようなときに一時停止しないのは、道路交通法違反となるおそれがあります。

交通事故の被害に遭いやすいのは、いつでも、子どもとお年寄りです。1人1人が交通マナーに留意し、1件でも交通事故を少なくしたいですね。また、他県からの旅行者に、徳島県民の交通マナーを褒められるようになりたいものです。

高齢者とその周りの方に気をつけて欲しい消費者トラブル 最新10選

全国の消費生活センター等に寄せられる相談のうち、契約当事者が60才以上である相談は、2021年度では約31万件で、相談全体の約42%と高い割合を占めています。高齢者と高齢者を見守る方々に向けて、今、気を付けて欲しい消費者トラブルをまとめました。【国民生活センター】

① 屋根や外壁、水回りなどの“住宅修理”

- ・自宅の屋根が壊れているなどと言って来訪した事業者と高額な住宅修理工事の契約をしてしまった
- ・トイレなどの水回りの修理をインターネットで探した事業者に依頼したら高額な料金を請求された

② 保険金で住宅修理できると勧誘する“保険金の申請サポート”

台風や水害などの災害後などを中心に、「火災保険を使って自己負担なく住宅の修理をしないかと勧誘され、高額な申請サポート契約をしたが解約したい」という相談がみられます。

③ “インターネットや電話、電力・ガスの契約切替”

- ・現在契約している事業者のプラン変更だと思って了承したら、別の事業者との契約になっていた
- ・インターネットの光回線契約をアナログ回線に戻せば料金が安くなると勧誘され契約したら、よくわからないサポートなどのオプション料金を請求された

④ “スマホ”のトラブル

「スマートフォンの操作がうまくできない」、「思いがけない高額な料金を請求された」

⑤ 健康食品や化粧品、医薬品などの“定期購入”

- ・広告を見て1回限りのお試しだと思ってインターネットで注文したら、複数回購入が必要な定期購入の契約だった



⑥ パソコンの“サポート詐欺”

- ・パソコンのセキュリティ警告画面や警告音をきっかけに事業者に連絡したら、高額なセキュリティソフトや遠隔サポートの料金を請求された

⑦ “架空請求”、“偽メール・偽SMS”

- ・利用した覚えのないサービスの利用料を支払えというメールが届いた
- ・宅配業者から、荷物を預かっているというSMSが届いた
- ・公的機関に似た名前で、還付金が受け取れるというメールが届いた



⑧ 在宅時の突然の“訪問勧誘、電話勧誘”

自宅に訪問してきた、また、電話をかけてきた事業者に勧誘されたことをきっかけとするトラブルが多くみられます。



⑨ “不安をあおる、同情や好意につけこむ勧誘”

「このままだと家が壊れる」などと不安をあおったり、「契約を取れないとクビになる」、「コロナ禍で業績が苦しい」などと同情を引いたり、親切にもらったので契約を断るのは相手に悪いと思わせたりして、高額な商品を買わせようとしてくる事業者がいます

⑩ 便利でも注意“インターネット通販”

- ・インターネットの通販サイトで買い物したが、商品が届かない
- ・返品返金を求めたいが、サイトと連絡が取れない



消費者庁
イラスト集より

【困ったときは、最寄りの消費生活センターに相談しましょう】

- ・消費者トラブルはひとつとではありません。自分は大丈夫と思いきまず、日頃からいろいろな消費者トラブルについて知っておきましょう。
- ・消費生活センター等へは家族やホームヘルパー、地域包括支援センターなどの職員からでも相談することができます。被害の拡大を防ぐために、身近な高齢者がトラブルにあっているのではないかと気づいた場合は、できるだけ早く相談してください。



くらしのコラム

古い人は拘る押印と捺印
～昨今は区別しないで使用～

やがて八十路を迎えるが、偶然目にした文章で目が点になった。「押印」も「捺印」も同じだと思っていたし、不都合はなかった。改めてパソコンを開いて調べた。概ね次のようである。

「『押印』とは、記名されている箇所や署名も記名もない箇所に印鑑を押すこと。基本的に『捺印』と言う場合には署名と共に印鑑を押すこと。押印と同様に【印鑑を押すこと】自体を捺印と呼ぶこともある。」

「押印」で思い出したことがある。ある元首長が決裁で、十分よい場合はきちんと押印、少しどうかと思うが、まあいい、と思えば少し斜めに認印を押したと、テレビ番組で話していた。部下はその心を読めたのだろうか。

就職時に一生モノとして買う印鑑。その文化も消えていくのだろうか。

くらしのサポーター 三原茂雄

絵てがみ



くらしのサポーター 福谷洋介

くらしのサポーターの皆様の投稿大歓迎！

くらサポ川柳への投稿、地域のイベント宣伝や 活動報告など、掲載したいことがありましたら、お気軽におたずねください！

お問い合わせ先：徳島県消費者情報センター

〒770-0831 徳島市寺島本町西1丁目5番地 アミコビル東館 7階

・相談電話 ☎ 088-623-0110 ・啓発受付 ☎ 088-625-8285

・事務担当 ☎ 088-623-0612 ・ファクシミリ 📠 088-623-0174

【電子メール】 t-shouhi@mail.pref.tokushima.jp

【ホームページ】 <https://www.pref.tokushima.lg.jp/shohi/>

